

# 京都市文化財保存活用地域計画（仮称）取りまとめ業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本要領は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において、京都市文化財保存活用地域計画（仮称）取りまとめ業務を委託して実施するため、委託予定者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式によって選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

## 2 事業の目的

京都市においては、文化財保護法及び京都市文化財保護条例等により、有形、無形の文化財について保護の施策が講じられ、所有者等の尽力により守り伝えられてきた。

一方で、わが国では、少子高齢化・人口減少社会を迎え、担い手不足等による文化遺産の維持継承への影響が懸念されている。

こうした中、国では、「明日の日本を支える観光ビジョン」や「文化財活用・理解促進プログラム」等を策定するとともに、平成31年4月には、文化財の計画的な保存・活用の促進を図ることを目的とした改正文化財保護法を施行したところである。

京都市においても、平成30年1月に、京都市文化財保護審議会に「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」を諮問し、文化財を次世代に維持継承するために求められる文化財保護の在り方について、包括的な検討を行ってきた。

この度、京都市文化財保護審議会から出された答申を受けて、京都市として、文化財保存活用地域計画の策定に2年間かけて取り組む（平成33年3月に策定を予定）。

本業務は、京都市文化財保護審議会からの答申を基に一層の検討を行い、文化財保存活用地域計画を取りまとめるものである。

## 3 概要

### (1) 業務内容

京都市文化財保存活用地域計画（仮称）取りまとめ業務委託仕様書（別紙1）のとおり

### (2) 委託期間

契約締結日から平成32年3月31日（火）まで

### (3) 委託金額（上限）

7,577,000円 ※消費税を含む（税率は10%として計算）。

## 4 参加資格

次の条件を満たす法人とする。

なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、京都市は、契約を解除できるものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 京都市契約事務規則第4条に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは第22条に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されているものであること。

(3) プロポーザルの公募の日から提出資料の受付締切の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第2項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。

と。

- (4) 過去2箇年の消費税及び地方消費税，市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人であること。特定の公職者または政党を推薦，支持，反対することを目的とした法人でないこと。
- (6) その他，公共の福祉に反する活動をしていないこと。また，法人及びその役員が，暴力団，暴力団関係企業，総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと。
- (7) 本業務を自らの責任と能力で実施できる者であること。

## 5 参加手続等

プロポーザルへの参加を希望する者は，次のとおり，必要な手続等を行うこと。

### (1) 提出資料の提出

「京都市文化財保存活用地域計画（仮称）取りまとめ業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」（別紙2）に基づき作成し，次のとおり提出すること。

#### ア 提出部数

印鑑を押印したもの 1部

印鑑を押印していないもの 6部

#### イ 提出先

「8 問合せ先及び提出資料の提出先」参照

#### ウ 提出期限

平成31年5月22日（水）午後5時まで（郵送の場合も同様）

#### エ 提出方法

郵送又は持参による。

#### オ 選定の対象外となる場合

提出資料が次に掲げる場合に該当するときは，選定の対象外となり，電子メール又は書面によりその旨を通知する。

(ア) 「4 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

(イ) 提出期限，提出先及び提出方法に適合しない場合

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ) 虚偽の内容が記載されている場合

(オ) 提出資料に記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えた場合

### (2) 質問の受付及び回答

プロポーザルに関して質問がある場合は「質問書」（様式4）に記載し，「8 問合せ先及び提出資料の提出先」に記載するメールアドレスに，「プロポーザルの質問」と件名を記入し，当該ファイルを添付して，電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けない。

#### ア 質問の受付期間

平成31年5月7日（火）午前9時 ～ 平成31年5月13日（月）午後5時

#### イ 質問の回答

質問の回答は，質問内容及び回答内容を取りまとめたうえで，平成31年5月15日（水）までに京都市情報館に掲載する。

## 6 委託予定者の選定

### (1) 選定方法

選定は，「京都市文化財保存活用地域計画（仮称）取りまとめ業務に係る委託予定者選定委

員会」(以下「選定委員会」という。)が行う。選定に当たっては、「京都市文化財保存活用地域計画(仮称)取りまとめ業務に係る委託予定者選定委員会評価基準」(別紙3)に掲げる評価項目について、提出資料を審査し、参加者の事業実施能力を総合的に評価する。評価の結果、最も優れた提案を行った者を委託予定者として決定する。

なお、評価に際しては、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションの機会を平成31年5月27日(月)に設ける。集合場所及び時間については、別途連絡する。

## (2) 選定委員会の体制

選定委員会は、以下の5名で構成する。(職名は平成31年4月1日現在)

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長(委員長)

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課埋蔵文化財係長

京都市文化市民局くらし安全推進部文化市民総務課長

京都市文化市民局文化財保存活用・施設整備アドバイザー

## (3) 選定結果の通知

選定結果については、平成31年5月28日(火)までにプロポーザルへの参加者全員に通知するとともに、プロポーザルへの参加者の名称及びその評価点等を京都市情報館(入札・公募型プロポーザル情報)に公開する。

## 7 その他

- (1) 提出資料の作成及び提出に関するすべての費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 参加手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限後の提出資料の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (4) 提出資料の返却は行わない。
- (5) 本実施要領及び関係する様式等は、京都市のホームページ上(入札・公募型プロポーザル情報)からダウンロードできる。

## 8 問合せ先及び提出資料の提出先

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課(担当:長野,小嶋)

TEL: 075-366-1498 FAX: 075-213-3366

メール bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp